

委託契約における最低制限価格制度の対象業種を拡大します！

横浜市では、委託契約の一部の営業種目を対象に、過度な低価格入札を防止し、適正な契約の履行を確保することを目的として、最低制限価格を下回る金額で入札を行ったものを失格とする『最低制限価格制度』を実施しています。

今後、より適正な競争環境を整備し、適正な契約の履行を確保するため、次のとおり対象業種を拡大します。

1 改正内容

	現行	改正
対象契約 (入札方式)	競争入札に付す契約 (特定調達契約を除く)	変更なし
対象業務 (営業種目)	建物管理 警備業務 施設運転管理・保守 廃棄物処理	建物管理 警備業務 施設運転管理・保守 廃棄物処理 <u>消防設備保守</u> <u>道路・公園清掃</u> <u>公園緑地等管理</u>
最低制限価格の 算出方法	予定価格に 3分の2 を乗じて得た額	変更なし

2 実施期日

平成 24 年 1 月 31 日

(同日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。)

最低制限価格制度とは・・・

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者としますが、例外として、最低の価格を提示したものの以外を落札者とする制度です。

最低制限価格制度の対象案件においては、あらかじめ設計内容に基づいて最低制限価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行ったものを失格とします。

【計算例】

予定価格（税抜）：5,000,000 円の場合

最低制限価格
：予定価格（税
抜）の 3分の2

入札額（税抜）：3,333,334 円・・・**落札に！**※

入札額（税抜）：3,333,333 円・・・**失格に！**

※入札条件等に適合せず落札者にならない場合もあります。

財 政 局 契 約 部
契 約 第 二 課 委 託 契 約 係
0 4 5 (6 7 1) 2 1 8 6 ・ 2 2 5 0